平成２４年（フ）第１９００号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目20番19―202号
債務者　山口　理沙
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９２５号
福岡市東区社領１丁目４番27号
債務者　古賀　　啓
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３１号
福岡市南区清水３丁目20番１号
債務者　小島　保己
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４６号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番10号
債務者　白川　安奈（旧姓池村）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４９号
福岡市城南区田島３丁目15番29号
債務者　松本　　光
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９５９号
福岡市博多区堅粕３丁目18番26―205号
債務者　大石　勝政
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７１号
福岡市東区箱崎２丁目21番17―204号
債務者　日隈　信子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７３号
福岡県福津市星ヶ丘24番24号
債務者　石橋　智恵
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００３号
福岡市城南区西片江２丁目30番10号
債務者　伊藤　康隆
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００６号
福岡市博多区吉塚８丁目７番37―101号
債務者　帖佐　四男
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００７号
福岡市博多区吉塚８丁目７番37―101号
債務者　古賀　萩代
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１７号
福岡県糟屋郡粕屋町原町１丁目３番６号
債務者　福山ヤエ子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１９号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目３番１―1003号
債務者　山口　淳子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２１号
福岡市博多区神屋町５番22号
債務者　田代　和弘
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２４号
福岡市東区香椎２丁目２番６号
債務者　島本　末光
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４５号
福岡県春日市下白水北２丁目57番地シティライフ春日６・403号
債務者　嶋田　睦子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５４号
福岡市西区生の松原１丁目20番62―303号
債務者　植松かな子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５７号
福岡市中央区谷１丁目１番６―603号
債務者　池田　昭子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部